

# 一般家庭用井戸水の水質検査

問合せ  
水環境課水資源対策係  
☎ 75-4983

水質検査を希望される人はお申し込みください。

※申込時に容器をお渡しします。

受付 11月13日（月）～17日（金）

場所 水環境課水資源対策係（市役所2階7番窓口）  
浮羽市民課（うきは市民センター2階）

検査項目 飲用適否基本13項目検査 5,500円

（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、有機物、鉄、硬度、塩化物イオン、pH値、味、臭気、色度、濁度など）

容器回収 11月22日（水）に井戸水と検査料金を持参してください。

回収場所 うきは市役所吉井庁舎1階ロビー

お住まいの飲み水は  
大丈夫ですか？  
定期的な水質検査で  
水質を確認しましょう



# 犬を飼う時の「義務」ご存じですか？

問合せ  
市民生活課生活環境係  
☎ 75-4972

犬の飼い主には次の狂犬病予防法に基づいた義務があります。

- ①犬は市に登録する
- ②年に1回、狂犬病予防注射を受けさせる
- ③登録鑑札と狂犬病予防注射済票を首輪などに装着する

狂犬病は発症すれば死に至る恐ろしい病気です。これらの義務を怠り検挙された事案もあり、実際に警察は狂犬病予防法違反で毎年全国で200人近く検挙しています。飼い主として責任を持った飼育をお願いします。

なお、飼い犬が亡くなったときは登録抹消のため、ご一報ください。



## 野外焼却の禁止 ⚠️

ごみの野外焼却は廃棄物処理法により禁止されています。違反した場合には罰則が科せられる場合があります。

禁止されているごみの「野外焼却」の例

ドラム缶を使用してごみを焼却する

ブロック囲いでごみを焼却する

地面に穴を掘ってごみを焼却する

法基準を満たしていない家庭用小型焼却炉でごみを焼却する



### 例外規定

以下に挙げるもので、社会慣習上やむを得ない、または、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限ります。

○農林業を営むためにやむを得ないもの（焼き畑、畔草や下枝の焼却等）

○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの（落ち葉焚き等）など

※例外であっても、住宅地近くにおける焼却はご近所の迷惑になることがあります。十分な配慮をお願いします。（洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど）

## 廃タイヤ有料回収

タイヤを出される方は、注意事項・料金等を確認のうえ搬入してください。なお、例年は市役所東側の駐車場で実施していましたが、昨年度から「うきは市危険物置き場（朝倉市中島）」に会場を変更していますのでご注意ください。

回収日時 11月19日（日）9:00～11:00

場所 うきは市危険物置き場（朝倉市中島）

### 注意事項

農業用などの「ゴムキャタピラー」は回収しません。農業用車両（一輪車・運搬車・SS等）のタイヤおよびチューブ等は回収します。

事業所などの営業活動で出た廃タイヤは回収しません。

自動車用ホイールのみは回収しません。

大きさ	ホイールなし	ホイール付き
直径 53cm 未満	100円	210円
直径 53cm 以上 67cm 未満	210円	310円
直径 67cm 以上 80cm 未満	310円	730円
直径 80cm 以上	730円	1,150円

※上記はタイヤ全体の大きさ（直径）です。

問合せ 市民生活課生活環境係 ☎ 75-4972